株主各位

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号トラストホールディングス株式会社 代表取締役社長 山 川 修

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供 措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.trust-hd.co.jp

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/3286/teiji/

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トラストホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3286」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2025年9月25日 (木曜日) 午前10時

2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第12期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)事業報告、連結計算

書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第12期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

(2) 代理人より議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査 役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2024年7月1日から) 2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復基調で 推移いたしましたが、急激な為替変動や慢性的な物価上昇に加えて、米国の関税政策の影響など により、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、駐車場事業の収益力向上、不動産事業における新築マンションの販売強化及び駐車場等小口化事業における「トラストパートナーズ」の販売拡大の他、各種事業の収益改善等に注力してまいりました。

また、昨今の物価上昇を踏まえ、賃金のベースアップなどを継続し、従業員の待遇改善を図りました。今後も引き続き、人材育成や働きがいのある職場環境を通じて、人への投資を推進してまいります。

以上の結果、売上高12,887,524千円(前連結会計年度比5.9%減)、営業利益529,976千円(同21.6%減)、経常利益474,675千円(同21.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は345,951千円(同2.3%増)となりました。

事業別の業績については以下のとおりであります。

<駐車場事業>

駐車場事業につきましては、新紙幣対応機器への入れ替えや利便性向上を目的とした駐車場機器のリニューアル、料金変更等様々な施策に取り組み、安心・安全な車室の提供に努めてまいりました。

売上高は、大型の既存駐車場の解約により駐車場車室数が減少した一方で、新規駐車場の開発にも注力することで新規オープン数が順調に増加し、前連結会計年度比で増収となりました。営業利益は、駐車場用地の地代や人件費の高騰により売上原価が増加し、前連結会計年度比で減益となりました。

以上の結果、売上高7,002,314千円(前連結会計年度比2.5%増)、営業利益263,026千円(同34.3%減)となりました。

なお、当連結会計年度末の駐車場数は928ヶ所(前連結会計年度末より24ヶ所増)、車室数は30,171車室(前連結会計年度末より1,020車室減)となっております。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、既竣工マンションの販売に注力した結果、完売となりました。一方、当連結会計年度に竣工した新築マンション3棟「トラストレジデンス西鉄久留米駅(福岡県久留米市、44戸)」、「トラストレジデンス伊万里河畔(佐賀県伊万里市、44戸)」及び「トラスト博多南駅レジデンス(福岡市南区、23戸)」の販売においては、一部引き渡し計画が未達となったこと等により、前連結会計年度比で減収減益となりました。

以上の結果、売上高3,485,679千円(前連結会計年度比25.1%減)、営業利益124,763千円(同49.6%減)となりました。

<駐車場等小□化事業>

不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売を中心として行う駐車場等小口化事業につきましては、当連結会計年度において、「トラストパートナーズ第34号(大分県大分市及び長崎県長崎市、販売総額175,000千円)」、「トラストパートナーズ第35号(福岡県久留米市及び高知県高知市、販売総額71,500千円)」、「トラストパートナーズ第36号(福岡県北九州市門司区、長崎県佐世保市及び宮崎県宮崎市、販売総額153,500千円)」及び「トラストパートナーズ第37号(長崎県長崎市、販売総額143,000千円)」を組成、完売いたしました。

以上の結果、売上高618,920千円(前連結会計年度比15.4%増)、営業利益37,881千円(同48.5%増)となりました。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業につきましては、医療法人等からの不動産賃貸収入等は堅調に推移いたしました。また、医療法人への営業貸付金について、財政状態、経営成績等を考慮し、将来の回収可能性を個別に勘案した結果、回収の懸念が生じている営業貸付金については、貸倒引当金繰入額59,400千円を計上し、回収可能性が高まった営業貸付金の貸倒引当金については、149,833千円の戻入を行いました。

以上の結果、売上高277,342千円(前連結会計年度比6.7%増)、営業利益83,351千円(前連結会計年度は64,048千円の営業損失)となりました。

<R V事業>

R V事業につきましては、キャンピングカーの製造、販売及び修理・リノベーション等が順調に推移し、前連結会計年度比では増収となりました。一方、原材料価格の高騰分を吸収するには至らず、減益となりました。

以上の結果、売上高502,068千円(前連結会計年度比17.0%増)、営業利益27,398千円(同8.5%減)となりました。

<その他>

その他につきましては、温浴施設「那珂川清滝(福岡県那珂川市)」、「和楽の湯下関せいりゅう(山口県下関市)」の来館者数の更なる増加、商業施設等の常駐警備契約獲得等に努めてまいりました。

以上の結果、売上高1,001,198千円(前連結会計年度比2.1%増)、営業利益6,023千円(前連結会計年度は16,431千円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め506,737千円であり、その主なものは、駐車場事業における精算機や舗装工事等の駐車場設備348,351千円、不動産事業におけるマンション販売に係るモデルルーム設備等72,737千円、RV事業における工場の改修工事49,000千円、その他事業における温浴施設の設備入替え等29,442千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(単位:千円)

(5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

	区分		第9期 (2022年6月期)	第10期 (2023年6月期)	第11期 (2024年6月期)	第12期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売	上	高	12,668,441	13,418,471	13,694,050	12,887,524
経	常利	益	346,170	510,498	607,309	474,675
親会当	社株主に帰原 期 純 和		130,680	239,921	338,335	345,951
1株:	当たり当期約	吨利益	34円32銭	64円47銭	89円55銭	90円55銭
総	資	産	8,563,544	9,431,980	8,837,815	8,730,954
純	資	産	398,965	622,546	915,155	1,217,855

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。また、 株式付与ESOP信託口が所有する当社株式については、連結貸借対照表において自己株式に計上し ているため、期中平均株式数から控除しております。
 - 2. 第9期においては、2021年8月12日に自己株式1,117,900株を394,618千円で取得したことにより、総資産及び純資産がそれぞれ減少しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
トラストパーク株式会社	421,352千円	100%	駐車場事業
トラスト不動産開発株式会社	50,000千円	100%	不動産事業
トラストパトロール株式会社	30,000千円	100%	総合警備業
トラストメディカルサポート株式会社	10,000千円	100%	メディカルサービス事業
トラストアセットパートナーズ株式会社	100,000千円	100%	不動産特定共同事業
株式会社RVトラスト	25,000千円	100%	R V車の製造、販売及び修理等
トラストネットワーク株式会社	10,000千円	100%	水素水製造販売等
株 式 会 社 和 楽	10,000千円	100%	温浴事業

- (注) 1. その他、株式会社グランシップ及び株式会社嘉麻の庄が子会社として存在しております。
 - 2. トラストメディカルサポート株式会社は、2025年6月30日付で減資を行い、資本金が減少しております。
 - 3. 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 - ・特定完全子会社の名称及び住所 トラストパーク株式会社 福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
 - ・当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 953,688千円
 - ・当事業年度末日における当社の総資産額 3,870,480千円

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復基調が続くものと期待される一方、急激な為替変動や慢性的な物価上昇に加えて、米国の関税政策の影響などにより、依然として先行き不透明な状態が続くと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、地域社会の幸福に貢献するという理念のもと、主力の 駐車場事業、不動産事業及び駐車場等小口化事業を中心にメディカルサービス事業、RV事業の 他、各種事業に取り組んでおります。

当社グループの継続的な成長を図るために、次に掲げる取り組みを強化してまいります。

① 駐車場事業の拡大

駐車場事業につきましては、地代高騰が続く中、駐車場の利便性向上及び料金の最適化等に取り組むことで、各駐車場の持てるポテンシャルを最大限に引き出し、収益の確保、向上に努めてまいります。

また、新規駐車場の開発は、当社グループの将来の収益基盤になるということのみならず、 慢性的な駐車場不足という社会問題の解決に貢献するという観点からも、最重要課題の一つと 考えております。そのために、駐車場・不動産オーナーの収益の最大化を図るための提案能 力・情報収集力等の更なる強化に取り組んでまいります。

② 不動産(新築マンション)の販売強化

新築マンション販売につきましては、建築コスト高騰による住宅販売価格の高止まりや、住宅ローン金利上昇による消費マインドの低下等を要因とし、事業環境は不透明な状況となっております。このような環境の中、エリアの需給動向を的確に見極め、顧客の多様化、高度化する価値観・ニーズに対応できるマンション開発を行ってまいります。

また、販売に当たってはエリアの市場環境を熟知した販売代理会社と連携し、早期完売を目指すべく営業活動を行ってまいります。

③ 駐車場等小口化事業の拡大

駐車場等小□化事業につきましては、収益力の高い駐車場用地等の仕入れを継続的に行い、引き続き駐車場小□化商品「トラストパートナーズ」組成件数の拡大に努めてまいります。 また、本事業を一層強化するために小□化対象不動産の拡充を図り、当社グループの主力である駐車場事業及び不動産事業等の業績拡大にもつなげてまいります。

④ メディカルサービス事業のサービス強化

メディカルサービス事業につきましては、当社の提供する財務コンサルティングに加え、外部パートナーとの連携を強化し、関与する医療機関の事業運営の最適化を支援することで、更なる付加価値の提供を行ってまいります。

⑤ R V事業の収益力向上

R V事業につきましては、キャンピングカー市場が拡大する中、販売やカスタマイズ等の受注強化に取り組み、収益は改善基調にあります。引き続き、製造から、販売・カスタマイズまでワンストップでサービスが提供できる強みを活かし、安定した売上・利益の構築を図ってまいります。

⑥ その他事業の収益力向上

当社グループでは、主力事業の他、温浴施設の運営及び警備事業等、各種事業に取り組んでおります。各事業において顧客満足に努め、着実に収益力を高めるとともに、主力事業とのシナジーを高めてまいります。

当社グループは、各課題に取り組むに当たり、優秀な人材の確保・育成が重要であると考えております。人材採用から教育に至るまで、各事業課題に合わせ適正かつ充実したサポートを行い、社員の定着化・教育を図ってまいります。

また、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立になお一層努力してまいります。

(8) 主要な事業内容(2025年6月30日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社10社で構成されており、駐車場事業、不動産事業、駐車場等小□化事業、メディカルサービス事業、R V 事業、その他事業を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

<駐車場事業>

当社グループの主力事業である駐車場事業は、「遊休地の有効利用」と「既存駐車場の活性化」を事業コンセプトに、遊休地を駐車場として有効活用し、又は低収益に悩む駐車場を運営面、収益面においてサポートし改善することで、都市基盤として開発又は活性化させ、社会的に有効活用することを目的とし、事業展開しております。

<不動産事業>

不動産事業は、「人へ、街へ、次世代へ末永く愛される住まい」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

<駐車場等小□化事業>

駐車場等小□化事業は、不動産特定共同事業法に基づく駐車場小□化商品「トラストパートナーズ」の販売等を行っております。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業は、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング 業務を通じて、地域医療を担う医療機関へ安全・安心な「医療環境」を提供しております。

<R V事業>

RV事業は、「新しいライフスタイルをサポートする」をコンセプトに、RV車等の製造、販売及びカスタマイズ等を行っております。

<その他>

その他として、温浴施設「那珂川清滝(福岡県那珂川市)」及び「和楽の湯下関せいりゅう (山口県下関市)」の運営、駐車場事業に付随して発生する機械警備及びイベント・商業施設の 常駐警備等を行っております。

(9) 主要な事業所(2025年6月30日現在)

① 当計

本 社 福岡市博多区

② 子会社等

トラストパーク株式会社 (本社:福岡市博多区)

トラスト不動産開発株式会社 (本社:福岡市博多区)

株式会社グランシップ (本社:福岡市博多区)

トラストパトロール株式会社 (本社:福岡市博多区)

トラストメディカルサポート株式会社 (本社:福岡市博多区)

トラストアセットパートナーズ株式会社 (本社:福岡市博多区)

株式会社RVトラスト (本社:福岡市博多区)

トラストネットワーク株式会社 (本社:福岡市博多区)

株式会社和楽 (本社:福岡市博多区)

株式会社嘉麻の庄 (本社:福岡県嘉麻市)

(10) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事			X	分	使	用		数	前連結会計年	度末比増減
駐	車	場	事	業		91	(245) 名	6	(△17)名
不	動	産	事	業		9	(1) 名	1	(△1)名
駐	車場等	小	口化	事業		6	(1) 名	1	(1)名
×	ディカル	サ	ービス	、事業		8	(1) 名	1	(△2)名
R	V		事	業		14	(2) 名	1	(1)名
そ	の	他	事	業		44	(80) 名	2	(2)名
全	社	(共	通)		24	(1) 名	1	(-)名
	合		計			196	(331) 名	13	(△16)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員(パート及びアルバイト)は、()内に年間の平均人員(月間170時間換算)を外数で記載しております。
 - 2. 上記使用人数には、当社グループ外からの受入出向者 1 名を含み、当社グループ外への出向者 17名を含んでおりません。
 - 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借	入	先	借	入	金	残	高
株式会社	西日本シテ	イ 銀 行				1,485,0	50千円
株式会	会 社 佐 賀	銀行				648,3	29千円
株式会	社 十 八 親	和 銀 行				490,00	06千円
株式会	会 社 筑 邦	銀行				458,00	00千円
株式会	会 社 熊 本	銀 行				413,00	00千円
株式会	会 社 福 岡	銀 行				294,08	33千円
株式会社	上 商 工 組 合 中	央 金 庫				249,6	40千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため各取引銀行と当座貸越契約を締結しており、その借入極度額の合計は32億円であります。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は13億円であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月16日付で東京証券取引所グロース市場及び福岡証券取引所Q-Board 市場から東京証券取引所スタンダード市場及び福岡証券取引所本則市場に市場変更いたしました。

2. 株式の状況 (2025年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 15,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,204,500株

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 6,497名

(5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
九州応援ファンド第1号組合	407,800	9.88
九州応援ファンド第2号組合	350,700	8.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・75551口)	296,020	7.17
トラストホールディングス従業員持株会	188,500	4.57
九州応援ファンド第3号組合	120,700	2.92
山 川 修	88,936	2.15
矢 羽 田 弘	85,164	2.06
藤 原 香 代 子	75,800	1.84
株式会社竹田商会	63,000	1.53
大 津 忠 芳	40,944	0.99

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,075,934株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・75551口) が所有する当社株式296,020株は自己株式として控除しておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者
取締役(業務執行取締役)	12,766株	4名

(注)上記のほか、子会社取締役8名に対し14,198株を交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年11月11日付で取締役(業務執行取締役) 4名及び子会社取締役8名に対し自己株式26.964株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況** (2025年6月30日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	Ш ЛІ	修	トラストパーク(株) 代表取締役社長 トラスト不動産開発(株) 取締役 (株)グランシップ 取締役 トラストパトロール(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 代表取締役社長 トラストネットワーク(株) 取締役
代表取締役副社長	矢 羽 田	34	トラストパーク(株) 取締役 トラスト不動産開発(株) 取締役 トラストメディカルサポート(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 取締役 (株) R V トラスト 取締役 トラストネットワーク(株) 代表取締役社長 (株) 和楽 取締役 (株) R 取締役
取 締 役	河 邉	誠 — 郎	事業推進部長 (㈱RVトラスト 代表取締役社長 トラストネットワーク(株) 取締役 (株)和楽 代表取締役社長
取 締 役	原	宗 平	経営管理部長
取 締 役	木 下	敏 之	
取 締 役	加峯	辰 美	

会社	におけ	る地	位	氏			名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常	勤 監	查	役	市	原	_	也	トラストパーク(株) 監査役 トラストパトロール(株) 監査役 トラストメディカルサポート(株) 監査役 トラストアセットパートナーズ(株) 監査役 (株) R V トラスト 監査役 トラストネットワーク(株) 監査役 (株) 和楽 監査役
監	査		役	江		秀	人	監査法人有明 代表社員 公認会計士 トラスト不動産開発㈱ 監査役
監	査		役	梁	井	純	輔	

- (注) 1. 取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役市原一也氏、江口秀人氏及び梁井純輔氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役江口秀人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中の重要な兼職の異動等
 - ・矢羽田弘氏は、2024年9月26日付で、子会社であるトラストパーク(株)、トラストアセットパートナーズ(株)の取締役に就任し、(株)和楽、トラストメディカルサポート(株)、(株)RVトラスト、(株)嘉麻の庄の代表取締役の地位のみを辞任いたしました。
 - ・河邉誠一郎氏は、2024年9月26日開催の第11期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。また、同日付で、子会社である㈱和楽、㈱RVトラストの代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2024年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更しております。

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会での審議の内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、前期の業績、当期の目標、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案し、客観的な視点で当期の報酬に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定する。

- ③ 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針 非金銭報酬は、取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主との価値共有を 図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬とし、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会 にて業績、個人の貢献度、期待される役割等を総合的に勘案し、審議の上、取締役会の決議に より決定する。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の報酬割合については、独立社外役員で構成される指 名・報酬委員会にて業績や貢献度等を客観的な視点で審議の上、取締役会の決議により決定す る。
- ⑤ 報酬等の付与時期や条件に関する方針 指名・報酬委員会の審議内容に基づき、毎年の定時株主総会終了後の取締役会において、当

事業年度の報酬を決定いたします。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 個人別の報酬等については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績や貢献度 等を総合的に鑑み、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の評価配分を当期の報酬 等に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定するものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	北里 小公克	報酬等	対名しかる		
区 分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	対象となる 役員の員数
取締役	95,392	84,900	_	10,492	6名
(うち社外取締役)	(8,100)	(8,100)	(-)	(-)	(2名)
監査役	10,800	10,800	_	_	3名
(うち社外監査役)	(10,800)	(10,800)	(-)	(-)	(3名)
合 計	106,192	95,700	_	10,492	9名
(うち社外役員)	(18,900)	(18,900)	(-)	(-)	(5名)

- (注) 1. 2014年9月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額を年額20,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。
 - 2. 2021年9月28日開催の第8期定時株主総会において、取締役(業務執行取締役)に対し、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額100,000千円以内、発行又は処分をされる普通株式の総数は年60,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。
 - 3. 非金銭報酬等の総額は、取締役 (業務執行取締役) 4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 監査役江口秀人氏は、監査法人有明の代表社員であります。当社と監査法人有明との間には 特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区		分	氏			名	主 な 活 動 状 況
取	締	役	木	下	敏	之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に出席し、経済の専門的見識と幅広く豊富な経験に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取	締	役	加	室	辰	美	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監	査	役	市	原	_	也	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち13回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。
監	查	役	江		秀	人	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回、監査役会13回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監	查	役	梁	井	純	輔	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち13回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 - 3. 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬1,950千円が発生しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選 定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその 理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、「仕事を通じて、仲間と共に人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する。」という企業理念を掲げ、全取締役及び従業員が職務遂行にあたっての基本方針としている。そして、永続的な発展を遂げていくために、より一層適切な内部統制システムを整備し、企業理念の具体化を図る。

(1) 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。
- ② 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内 諸規程に適合しているかを公正に監査する。
- ④ 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
- ⑤ 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定 し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、 会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じ閲覧できる状態とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営企画部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社への指導を行う。
- ② 当社の内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施する。
- ③ 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
- ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス 強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ⑤ 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の 醸成を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、 当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を 行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定 めるものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
- ② 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
- ② 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 月1回の定時取締役会を含め20回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。また、監査役会を13回開催するとともに、代表取締役や内部監査室、会計監査人との意見交換を行い、監査の実効性を確保しました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備運用状況の評価を行いました。
- ④ コンプライアンスについては、コンプライアンスマニュアルにより、全役職員に対してその 重要性につき周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努め ました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。 また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

科目	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,671,507	流動負債	4,294,826
現 金 及 び 預 金	1,738,317	買掛金	745,256
受 取 手 形	264	短期借入金	1,499,000
売 掛 金	247,461	1 年内返済予定の長期借入金	836,735
販売用不動産	823,691	1年内償還予定の社債	300,000
仕掛販売用不動産	1,550,832	リース債務	132,355
商品及び製品	39,413	未払法人税等	60,927
仕 掛 品	47,484	株主優待引当金	29,190
原材料及び貯蔵品	90,380	契約負債	130,805
営業貸付金	824,947	その他	560,556
前 払 費 用	466,295	固定負債	3,218,271
そ の 他	136,061	社 債	100,000
貸倒引当金	△293,642	長期借入金	2,259,053
固 定 資 産	3,059,446	リース債務 繰延税金負債	291,363
有 形 固 定 資 産	2,251,457	繰 延 税 金 負 債 退職給付に係る負債	425 119,047
建物及び構築物	957,304	株式給付引当金	28,786
機械装置及び運搬具	78,028		217,124
土 地	738,302	その他	202,471
リース資産	365,569	負 債 合 計	7,513,098
建設仮勘定	8,069	(純資産の部)	7,515,656
そ の 他	104,183	株主資本	1,219,481
無 形 固 定 資 産	26,205	資 本 金	422,996
投資その他の資産	781,783	資本剰余金	220,914
投 資 有 価 証 券	54,472	利益剰余金	1,096,784
長 期 貸 付 金	26,785	自 己 株 式	△521,213
敷金及び保証金	403,531	その他の包括利益累計額	△1,625
繰 延 税 金 資 産	186,560	その他有価証券評価差額金	△1,625
その他	110,433	純 資 産 合 計	1,217,855
資 産 合 計	8,730,954	負債・純資産合計	8,730,954

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2024年7月1日から) 2025年6月30日まで)

科		金	額
売 上	高		12,887,524
売 上 原	. 価		10,374,487
売 上	総 利 益		2,513,037
販売費及び一般	芒管 理 費		1,983,060
営業	利益		529,976
営 業 外	収 益		
受取	利息	2,374	
受取	配 当 金	1,382	
投 資 有 価	証券売却益	1,512	
受取	賠 償 金	24,903	
協力	金 収 入	8,151	
そ	の他	31,926	70,250
営 業 外	費用		
支払	利息	94,332	
そ	の他	31,219	125,551
経常	利 益		474,675
特 別 損			
減 損	損 失	17,253	17,253
	前当期純利益		457,422
	民税及び事業税	123,455	
法人税	等 調 整 額	△11,984	111,470
当期	純 利 益		345,951
親会社株主に帰	属する当期純利益		345,951

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

/ star		科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
) 流 動 資 産	1,299,879	流動負債	1,817,785
 現金及び預金	692,073	短期借入金	1,300,000
		1年内返済予定の長期借入金	133,532
短期貸付金	612,190	1年内償還予定の社債	300,000
そ の 他	27,213	未 払 金 未 払 法 人 税 等	25,614 8,353
 貸 倒 引 当 金	△31,598	大	29,740
固定資産	2,570,601	その他	20,546
		固定負債	625,465
有 形 固 定 資 産	191,476	社	100,000
建物	57,252	長期借入金	283,699
 構 築 物	3,404	退職給付引当金	13,918
		株式給付引当金	2,895
工具器具備品	3,753	債務保証損失引当金	212,637
土 地	127,066	そ の 他	12,316
そ の 他	0	<u>負債合計</u> (純資産の部)	2,443,251
無形固定資産	4,901	(飛貝座の即) 株 主 資 本	1,429,232
投資その他の資産	2,374,222	資 本 金	422,996
		資本 剰余金	557,412
投資有価証券	51,356	資 本 準 備 金	109,435
関係会社株式	1,233,688	その他資本剰余金	447,977
出資金	10	利 益 剰 余 金	920,821
		その他利益剰余金	920,821
長期貸付金	1,837,855	繰越利益剰余金	920,821
繰延税金資産	32,915	自己株式	△471,997
その他	11,713	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	△2,003 △2,003
 貸 倒 引 当 金	△793,316	での他有価証券評価左額並 純 資 産 合 計	1,427,229
資産合計	3,870,480	<u> </u>	3,870,480

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年7月1日から) 2025年6月30日まで)

科		金	額
営 業 収 益			660,000
販売費及び一般管理費			529,657
営 業 利	益		130,343
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	21,121	
投 資 有 価 証 券 売	却益	908	
その	他	1,530	23,560
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	16,327	
社 債 利	息	4,948	
その	他	13	21,288
経 常 利	益		132,615
特別 利益			
貸 倒 引 当 金 戻	入額	41,445	
債務保証損失引当金	戻入額	43,129	84,574
特 別 損 失			
貸 倒 引 当 金 繰	入額	15,828	
債務保証損失引当金	繰入額	26,075	41,903
税 引 前 当 期 純	利益		175,285
法人税、住民税及び	事業 税	14,719	
法人税等調	整額	△4,453	10,266
当 期 純 利	益		165,109

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

トラストホールディングス株式会社 取締役 会 御中

三 優 監 査 法 人 福岡事務所

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラストホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たし ている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載 内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

トラストホールディングス株式会社 取締役会 一御中

三 優 監 査 法 人 福岡事務所

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意 見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月21日

トラストホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 市原 一 也

監 査 役 (社外監査役) 江 □ 秀 人 ⑩

監査役(社外監査役) 梁井純輔 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績並びに当社グループを取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、配当による直接的な利益還元をより重視することを目的として、前期末配当より1円増配することとし、普通配当として1株につき9円とさせていただきたいと存じます。また、当社は2025年5月16日付で東京証券取引所スタンダード市場及び福岡証券取引所本則市場に上場市場区分を変更いたしました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当に記念配当2円を加え、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金11円(うち、普通配当9円、記念配当2円) 配当総額 45,414,226円 なお、中間配当金として1株につき金8円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき金19円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年9月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数			
1	でま かわ おさむ 山 川 修 (1968年10月5日生)	2001年9月 (株)ピー・エム・トラスト (現、トラストパー・(株)) 入社 2002年9月 同社 取締役 2006年9月 同社 常務取締役 2014年7月 同社 専務取締役 2015年1月 トラストアセットパートナーズ(株) 専務取締役 2015年7月 同社 代表取締役社長 (現任) 2016年7月 トラストパーク(株) 取締役副社長 2016年9月 (株グランシップ 取締役 (現任) 2017年7月 トラストパーク(株) 代表取締役社長 (現任) 2021年7月 トラストパトロール(株) 取締役 (現任) 2021年9月 当社 代表取締役副社長 トラスト不動産開発(株) 取締役 (現任) 2022年12月 当社 代表取締役社長 (現任)				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略	歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	关湖市 弘 (1960年5月25日生)	2002年9月2004年1月2013年7月2013年9月2013年1月2014年5月2014年7月2016年6月2017年2月2021年1月2021年9月2022年9月2022年12月	(株)ピー・エム・トラスト(現、トラストパーク(株))入社 同社 取締役 同社 常務取締役 当社 取締役管理部長 トラストネットワーク(株)(現、トラスト不動産開発(株))取締役(現任)トラストメディカルサポート(株)取締役 当社 専務取締役 (株)ジーエートラスト 取締役 同社 代表取締役社長 (株)RVトラスト 取締役 トラストネットワーク(株)取締役 (株) 和楽 取締役 (株) 和楽 取締役 (規任)(株) 株) 株) 大ラスト 代表取締役社長 (大き取締役社長 (大き取締役社長 (大き) トラスト 代表取締役社長 (大き) トラストメディカルサポート(株)代表取締役社長 (大き) トラストメディカルサポート(大き) 水が高級の庄 代表取締役社長 (大き) 大ラストパーク(株)取締役(現任)トラストアセットパートナーズ(株)取締役(現任)(株) 取締役 (現任)(株) 取締役 (現任)(共) 取締役 (現任)(共) 取締役 (現任)(共) 取締役 (現任)(共) 取締役 (現任)(共) 取締役 (現任)(現代)(現代)(現代)(現代)(現代)(現代)(現代)(現代)(現代)(現代	85,164株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略	歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	がかべ 河邊 誠一郎 (1971年4月25日生)	2006年7月2012年11月2014年7月2016年9月2019年11月2022年4月2023年9月	トラストネットワーク(株) (現、トラスト不動産開発(株)) 入社トラストパーク(株) 東京支店 営業部 部長同社 東京支社 統括本部長同社 取締役 東京支店 支店長トラストネットワーク(株) (現、トラスト不動産開発(株)) 取締役(株) RVトラスト事業部長(株) 和楽 取締役(株) RVトラスト 取締役トラストネットワーク(株) 取締役(株) RVトラスト 取締役トラストネットワーク(株) 取締役(現任)当社事業推進部長当社 取締役事業推進部長(現任)(株) RVトラスト代表取締役社長(現任)(株) RVトラスト代表取締役社長(現任)	3,895株
4	原 宗 平 (1975年11月24日生)	2011年7月2013年7月2014年7月2017年7月2019年10月2023年7月	トラストパーク㈱ 入社 管理部経理課 同社 管理本部 総務部総務課長兼経理部財務課長 同社 管理本部 経理部財務課長 (株)ジーエートラスト 転籍 同社 SSC (シェアードサービスセンター) 次長 同社 シェアードサービス事業部長 同社 取締役 同社 吸収合併により 当社 経営管理部長 当社 取締役経営管理部長(現任)	15,371株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歷	を、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	***	1999年 3 月 2005年12月 2006年10月 2007年 2 月 2012年 4 月 2015年 9 月	農林水産省 入省 佐賀市長 木下敏之行政経営研究所設立 所長 (現任) 公益財団法人東京財団 上席研究員 (株)e-CORPORATION.JP 取締役 福岡大学 経済学部 教授 当社 社外取締役 (現任) エナジーヴォルテックス(株) 取締役 (現任) 福岡大学 経済学部 非常勤講師 (現任)	一株
6	が 峯 炭 美 (1953年12月21日生)	1990年 6 月 1996年 4 月 2000年 6 月 2008年 6 月 2009年 6 月 2012年 6 月 2018年 4 月 2019年 6 月	(株西鉄エージェンシー 入社 同社 第二営業局営業三部 部長 同社 営業本部 副本部長 同社 取締役 営業本部担当 同社 常務取締役 メディア本部 本部長 同社 専務取締役 営業本部 本部長 同社 代表取締役社長 同社 顧問 同社 退任 当社 社外取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外取締役候補者に関する特記事項
 - ① 木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 木下敏之氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、過去に農林水産省、佐賀市長としての行政経験や取締役としての経験など、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいており、引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
 - ③ 加峯辰美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者として豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいており、引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

- ④ 当社は、木下敏之氏及び加峯辰美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認され た場合には、当該契約を継続する予定であります。
- ⑤ 木下敏之氏及び加峯辰美氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役 員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

Ì				<u> </u>
候補者	氏 名		略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する
番号	(生年月日)			当社の株式数
1	市原 世 也 (1948年2月23日生)	2011年3月2011年9月2013年7月2013年9月2013年11月2014年5月2015年4月	(株)西日本相互銀行(現、(株)西日本シティ銀行)入行 (株)西銀ビジネスセンター(現、(株)NCBビジネスサービス)入社アプライド(株)監査役(株)エクスプレオ入社トラストパーク(株)監査役(現任)当社監査役(現任)タウンパトロール(株)(現、トラストパトロール(株)監査役(現任)トラストメディカルサポート(株)監査役(現任)トラストアセットパートナーズ(株)監査役(現任)トラストアセットパートナーズ(株)監査役(現任)トラストネットワーク(株)監査役(現任)(株)和楽監査役(現任)	一株
2	*禁 井 純 輔 (1943年3月31日生)		(株)西日本相互銀行(現、株)西日本シティ銀行)入行 (株)西銀経営情報サービス(現、株)NCBリサーチ &コンサルティング)部長 (株)博多座 監査役 トラストパーク(株) 監査役 当社 監査役(現任)	一株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
*3	*** なぎり	1999年8月 1999年12月 2013年3月	福岡市役所 入所 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマ ツ)入所 松本公認会計士事務所開設 所長(現任)	一株
	(1975年2月11日生)	2018年 4 月 2025年 5 月	佐賀県信用保証協会 監事 (現任) (株) Soraプロジェクト 監査役 (現任)	

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 社外監査役候補者に関する特記事項
 - ① 市原一也氏、梁井純輔氏、松本さぎり氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
 - ② 市原一也氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただいており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年2ヶ月であります。
 - ③ 梁井純輔氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただいており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年2ヶ月であります。
 - ④ 松本さぎり氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただき、 社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ⑤ 当社は、市原一也氏、梁井純輔氏、それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、松本さぎり氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - ⑥ 当社は、市原一也氏、梁井純輔氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、松本さぎり氏につきましても、両取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年9月28日開催の第8期定時株主総会において補欠監査役に選任された中村尚生氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び重要な兼職の状況			
できょうなり しん いち	1983年 4 月 2008年 5 月 2013年12月 2015年 4 月 2024年10月	㈱西日本相互銀行(現、㈱西日本シティ銀行)入行 西日本ユウコー商事㈱ 保険業務企画部長 九電工新エネルギー㈱ 開発部長 住友生命保険相互会社 金融総合法人部顧問 同社 退任	一株		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠監査役候補者に関する特記事項
 - ① 廣渡晋一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - ② 廣渡晋一氏を補欠の監査役候補者とした理由は、会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで培ってきた豊富なビジネス経験・識見を有しており、当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
 - ③ 廣渡晋一氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額としております。
 - ④ 廣渡晋一氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

【ご参考】

・取締役及び監査役のスキル・マトリックス

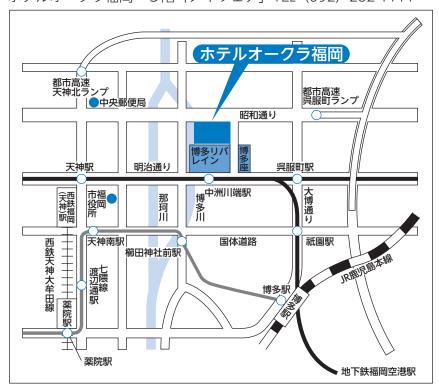
本総会において第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、各人の専門性及び経験に関するスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

20. [2] (1) [1] [2] (2) [2] (1) [3] (1) [4] (1) (1) [4] (1) [4] (1) [4] (1) [4] (1) [4] (1) [4							
		専門性及び経験					
氏名	区分	企業 経営	財務・ 会計	法務・ ガバナン ス	人事・ 労務	サステナ ビリティ	IT・ デジタル
山川 修	取締役						
矢羽田 弘	取締役			•			
河邉 誠一郎	取締役	•					
原 宗平	取締役		•	•			
木下 敏之	社外取締役			•		•	•
加峯 辰美	社外取締役	•		•		•	
市原一也	社外監査役		•				
梁井 純輔	社外監査役		•				
松本 さぎり	社外監査役						

以上

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 3階「メイフェア| TEL (092) 262-1111



<交通手段>

JR博多駅から 地下鉄 博多駅——中洲川端駅「姪浜方面行き」

(所要時間約5分)

タクシー 所要時間 約10分

福岡空港から 地下鉄 福岡空港駅――中洲川端駅「姪浜方面行き」

(所要時間約10分)

タクシー 所要時間 約20分

西鉄福岡 (天神) 駅から 徒歩約15分

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。